

横浜市強度行動障害支援力向上研修
(強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】) 学則

社会福祉法人横浜やまびこの里

1 開講目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながったりする可能性も懸念されるところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害のある方の地域移行及び地域生活に向けた取組として、強度行動障害に係る支援手法の浸透や、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした横浜市強度行動障害支援力向上研修【基礎研修】(強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】)を実施します。

2 研修事業の名称等

名称：横浜市強度行動障害支援力向上研修【基礎研修】(強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】)

事業者指定番号：第 0001 号

3 実施場所

オンライン (ZOOM) 形式

事務局および講師・ファシリテーター配信場所

名称：社会福祉法人横浜やまびこの里 東やまたレジデンス

所在地：〒224-0024

神奈川県横浜市都筑区東山田 270

電話番号：045-591-2728

4 研修期間

令和3年度に4回実施します。

5 研修カリキュラム及び講師氏名、演習計画 (別紙参照)

6 研修修了の認定方法

(1) 公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認をおこない、全カリキュラムを受講した者に対して修了証明書を交付します。なお、本人確認方法については「神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準」別紙5のとおり下記のものにより行い、写しを保管します。また、研修中に受講生の ZOOM 画面撮影し本人確認をおこないます。

- ・住民票の写し
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード等
- ・健康保険証
- ・運転免許証

- ・パスポート
 - ・年金手帳
 - ・生活保護受給証明書
 - ・国家資格等を有する者については、免許証又は登録証等
- (2) 受講生がやむを得ない理由でカリキュラムの1部を受講しなかった場合は、次の方法で補講をおこなうよう努め、補講修了者に修了証明書を交付します。
- ① 社会福祉法人横浜やまびこの里が別に行う同一課程の研修において、該当科目の補講を行います。
 - ② 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修において、該当科目を受講することで補講とします。
 - ③ その際は原則1か月以内、やむを得ない場合2か月以内に受講することとします。
 - ④ 補講の実施にあたっては、「神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準」別紙3の留意事項を遵守して実施します。
 - ⑤ 補講を受講した際には、別途受講料をいただきます。

7 開講時期

- 令和3年度第1回目：令和3年10月19日（火）・20日（水）
令和3年度第2回目：令和3年10月21日（木）・22日（金）
令和3年度第3回目：令和3年12月7日（火）・8日（水）
令和3年度第4回目：令和3年12月9日（木）・10日（金）

8 受講資格

- (1) 横浜市内に所在する障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
- (2) 2日間全ての日程を受講できる者
- (3) 所属している法人の推薦を受けた者

9 受講手続（募集要領等）

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」→「2. 横浜市からのお知らせ」→「8 研修・説明会等【横浜市】」に募集要領を掲載し、受講申込方法をお知らせします。また、社会福祉法人横浜やまびこの里HPにも掲載します。申込みは個人ではなく、所属する法人単位で申込みをしていただきます。

10 受講者の決定

- (1) 定員を大幅に上回った場合は、申込み法人が推薦された方の中から、法人内優先順位を勘案し、申込の内容を審査した上で決定します。（先着順ではありません。）
- (2) 「行動援護従業者養成研修」を修了していない方を優先して選考対象とします。

11 受講定員

150名（第1回：30名、第2回・第3回・第4回：各40名）

募集は第1回と第2回、第3回と第4回をそれぞれ一括で行い事務局で割振りします。

12 募集期間

【令和3年度第1回・第2回】

令和3年8月16日～9月2日(9月2日必着)

【令和3年度第3回・第4回】

令和3年10月4日～令和3年10月19日(10月19日必着)

13 受講料等

5,000円(資料代、郵送費、オンラインシステム経費ほか)、受講決定通知に記載された期限までに納付するものとします。支払方法等詳細については受講決定通知とともに案内するものとします。

なお、受講料を納付後に受講できなくなった場合や欠席された場合でも、受講料の返還はいたしません。

14 使用テキスト

・『強度行動障害のある人の「暮らし」を支える』

(強度行動障害支援者養成研修【基礎研修・実践研修】テキスト)

発行：中央法規出版社発行

監修：特定非営利法人全国地域生活支援ネットワーク

編集：牛谷正人・肥後祥治・福島龍三郎

*テキストは受講者が各自用意してください。

・その他、社会福祉法人横浜やまびこの里が編集した資料を使用します。

*資料代は受講料に含まれます。

15 個人情報の取扱方法

- (1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用いたしません。
- (2) 研修事業に関する書類(申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類等)は、研修終了後5年間保存します。
- (3) 研修修了者名簿は神奈川県に提出します。

16 担当部署

名称：社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター

所在地及び連絡先：

〒231-0047 横浜市中区羽衣町2丁目4番地4 エバース第8関内ビル5F

電話番号 045-334-7320

FAX 045-334-8619